

# 産業構造審議会 活動報告書

平成29年5月18日



# 目 次

## **産業構造審議会活動の概要**

現在の組織	5
開催状況	5
答申・報告書等	5
組織図	6

## **I 組織の変更**

経営力向上部会	9
通商・貿易分科会	10
産業技術環境科会	11

## **II 答申・報告書等**

新産業構造部会	15
2020未来開拓部会	16
経営力向上部会	17
地域経済産業分科会	18
通商・貿易分科会	19
産業技術環境分科会	22
製造産業分科会	25
商務流通情報分科会	28
保安分科会	33
知的財産分科会	37



## 産業構造審議会活動の概要

### 現在の組織

産業構造審議会は、平成29年4月末日現在、3つの部会、7の分科会、30の小委員会、32のワーキンググループ（以後、「WG」という。）によって構成されており、我が国の経済産業に関わる諸問題について、調査審議を行っている。

昨年の報告以降、1つの部会、1つの小委員会、1つのWGを新設した。これらの新設組織の設立趣旨・審議予定等については、次章で詳しく紹介するが、いずれの組織も、我が国経済の変化と、それにより生じる新たな課題への対応について、活発な審議を行っている。

### 開催状況

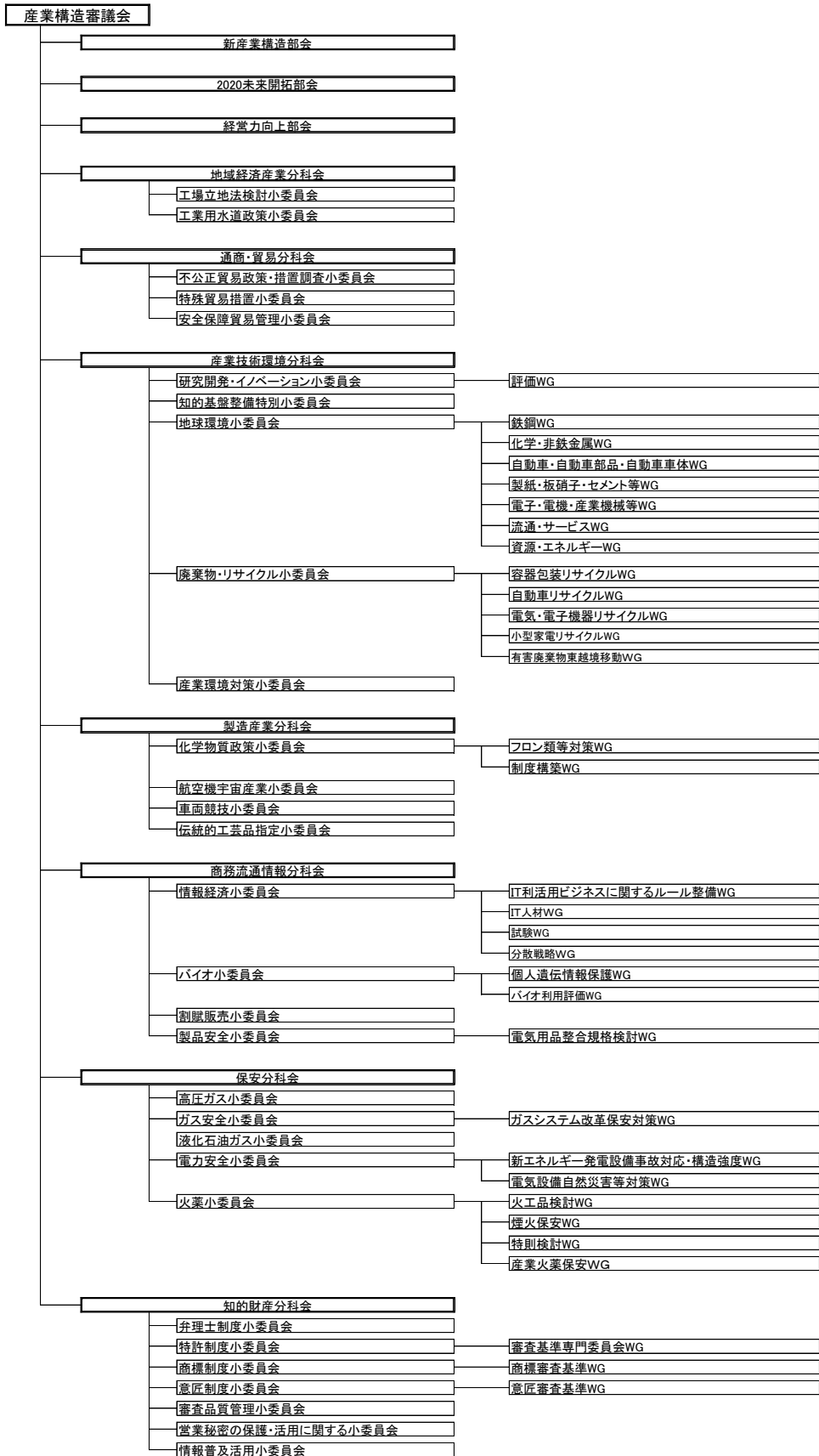
昨年の報告以降、総会2回、部会12回、分科会10回、小委員会60回、WG81回、総計165回開催しており、開催状況・議事要旨を、経済産業省のホームページにおいて公開している。

### 答申・報告書等

昨年の報告以降、総計27件の答申・報告書等を取りまとめており、経済産業省のホームページにおいて公開している。これらは、今後の経済産業政策の運営に広く反映していくものである。

※本活動報告書は、平成28年4月から平成29年4月までの産業構造審議会における活動を取りまとめたものである。

# 産業構造審議会 組織図



# I 組織の変更





## **経営力向上部会**（平成28年6月設立）

部会長：沼上幹（一橋大学）

### **設立趣旨**

平成28年6月、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律58号）」（中小企業等経営強化法）が成立した。改正前の法では、法に基づく「基本方針」の策定・見直しに際し中小企業政策審議会（以下「中政審」という。）の意見を聞くこととしているが、改正後の法（以下「経営強化法」という。）では、いわゆる中堅企業も含めた「中小企業等」の経営力向上に関し「基本方針」を策定することから、中政審に加え、産業構造審議会にも意見を聴くこととされている（経営強化法第3条第3項）。

このため中政審基本問題小委員会に加え、産構審で基本方針や同法に基づく経営力向上の取組を検討することが必要である。

また、経営強化法のPDCAサイクルを着実にまわしつつ、民間投資や生産性向上の更なる促進策を軸とした政策対応を実施していく必要がある。

経営力向上部会では上記の内容の可否について審議を行う。

### **検討事項**

- （1）基本方針や経営力向上の取組の方向性について
- （2）経営強化法の実施状況や、同法を中心とした更なる民間投資、生産性向上の促進について（経営強化法のPDCAサイクル）

### **審議スケジュール**

第1回 平成28年6月2日 中小企業等経営強化法について

## 通商・貿易分科会

### 「安全保障貿易管理小委員会」(平成28年10月設立)

小委員長：白石 隆 (政策研究大学院大学学長)

#### 設立趣旨

近年、中国の軍事力増大や誇示、北朝鮮による度重なる核実験やミサイル発射実験の強行など、我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさを一層増している。また、我が国においては、海外からの留学生等が増加しており、技術管理を取り巻く環境も変化している。こうした情勢変化に対応すべく、国の安全等の観点からより適切な管理を行うことが求められている。

新たな環境における貿易管理について、その政策のあり方を専門的かつ詳細に議論する必要がある。また、安全保障貿易管理・対内直接投資管理に係る内外の環境は現在変化の途上で、今後も大きく変化していくことが見込まれることから、継続的な検討が必要である。そのため、安全保障貿易管理小委員会を設置し、調査審議を行うこととした。

#### 検討事項

- (1) 安全保障貿易管理及び対内直接投資管理のあるべき政策手段について
- (2) 安全保障貿易管理及び対内直接投資管理の執行面を含めた具体的な見直しについて 等

#### 審議スケジュール

- 第1回 平成28年11月16日 安全保障貿易管理の現状と課題 ～技術取引と制裁等～
- 第2回 平成28年12月20日 安全保障貿易管理の現状と課題 ～対内直接投資の動向～
- 第3回 平成29年1月19日 安全保障貿易管理の現状と課題～制度普及に向けた取組～、中間とりまとめについて

## 産業技術環境分科会

### 「有害廃棄物等越境移動WG」（平成28年10月設立）

座長：中村崇（東北大学多元物質科学研究所教授）

#### 設立趣旨

「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する措置を講じ、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的としている。

バーゼル法制定から約25年が経過し、国際的な資源循環が活発化する中で、金属リサイクル目的の電子部品スクラップの輸入について、法に基づく手続に時間がかかり、諸外国との競争上不利な状態にあるなどの問題が顕在化している。また、有害物質を含む使用済家電等が混入した金属スクラップが、法の対象とされず不適正に海外へ流出するなどの事案が発生しており、国内外における環境汚染に対する懸念が増大している。

これらの課題への対応については、日本再興戦略2016（平成28年6月閣議決定）においても、「規制の在り方等について、本年度中に検討を行い、その結果を踏まえ、早期に必要な措置を講じる」ことが求められている。

こうした状況を踏まえ、産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会の下に有害廃棄物等越境移動WGを設置し、上記の課題を含む法規制の在り方を審議する。

#### 検討事項

バーゼル法における輸出入等の規制の在り方について

#### 審議スケジュール

- |     |             |           |
|-----|-------------|-----------|
| 第1回 | 平成28年10月31日 | 論点整理      |
| 第2回 | 平成28年12月8日  | 報告書案の提示   |
| 第3回 | 平成28年12月26日 | 報告書案の再提示  |
| 第4回 | 平成29年1月31日  | 報告書のとりまとめ |



## Ⅱ 答申・報告書等



## 新産業構造部会

### 「新産業構造ビジョン 中間整理（中間とりまとめ）」

新産業構造部会（平成28年4月）

#### 報告書の概要

産業構造審議会新産業構造部会では、第4次産業革命への的確に対応するための官民の羅針盤となる「新産業構造ビジョン」の策定に向けて、平成27年8月より議論を重ねてきた。平成28年4月、中間整理を行った。

- (1) 第4次産業革命のインパクト
- (2) 我が国の基本戦略
- (3) 第4次産業革命による社会の変革と産業構造の転換
- (4) 第4次産業革命による就業構造転換
- (5) 産業構造・就業構造の試算
- (6) 我が国の具体的戦略
  - ①データ利活用促進に向けた環境整備
  - ②人材育成・獲得、雇用システムの柔軟性向上
  - ③イノベーション・技術開発の加速化（「Society5.0」）
  - ④ファイナンス機能の強化
  - ⑤産業構造・就業構造転換の円滑化
  - ⑥第4次産業革命の中小企業、地域経済への波及
  - ⑦第4次産業革命に向けた経済社会システムの高度化

## 2020未来開拓部会

### 「産業構造審議会 2020未来開拓部会 平成27年度報告（報告書）」

2020未来開拓部会（平成28年11月）

#### 報告書の概要

産業構造審議会2020未来開拓部会では、2020オリンピック・パラリンピック東京大会を契機に、多様性をより包含し、我が国の経済・産業のポテンシャルを最大限引き出し、世界に先んじて社会的課題を解決することを通じて、人も企業も社会も、より健康で持続的な姿を世界に示すことによって、我が国のブランディングを強化すべく、検討を行っている。

これまでの経済社会とこれから共創したい経済社会像、目指すべき未来を提示した上、その実現に向けた施策として9つのプロジェクトに整理し、平成27年度の報告書として下記の報告をとりまとめた。

#### （1）これまでの経済社会と、これから共創したい経済社会像

急速な経済成長は、活力と発展をもたらしたものの、環境破壊や労働問題等の負の外部性も生み出した。これに加え、我が国では世界に先んじて超高齢社会に直面している。一方で、IoTやロボット、AI、バイオテクノロジー等が、社会・産業構造を変えつつある。生産性を向上し、経済規模や雇用を維持しながら循環型社会に移行する必要がある。超高齢社会を機会と捉え、ユニバーサルデザイン・インクルーシブデザインの発想を反映し、ダイバーシティを実現するとともに、国全体のレジリエンスを高めることが求められる。

#### （2）目指すべき未来

バイオやナノテクノロジーとIoT社会の組み合わせに、新たな産業・市場の創出が期待される。各企業が国際競争を勝ち抜くことはもちろん、起業家が育つエコシステムの構築、サイバー・フィジカル両面のセキュリティ確保によるガバナンスの強化も欠かせない。人口減少への対応では、テレワークやクラウドソーシング、身体性拡張機器等の活用で、柔軟な働き方を実現し、潜在労働力を引き出す必要がある。更に、かかる社会を創出できる人材の育成のため、課題発見・解決能力を醸成する教育への転換が求められる。

#### （3）9つのプロジェクト

上記1、2に示した社会の実現に向け、「モビリティ」「スマートコミュニティ」「ストレスフリー」「サイバーセキュリティ対策」「活力あふれるベンチャー社会」「イノベーション」「インベストメント」「ひとづくり・地方創生」「スポーツ・文化」の9つのプロジェクトを設定し、それぞれ目指すべき姿と課題を明確化した上、実行計画を策定している。



## 経営力向上部会

### 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針の変更（中小企業等の経営）強化に関する基本方針」（答申）

経営力向上部会（平成28年7月）

#### 答申の概要

「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）」第3条第3項の規定に基づき、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針の変更」（案）に関して諮問を行い、原案のとおり承諾を得た。

#### 原案の概要

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）」第3条第2項に規定される基本方針の内容について、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第58号）」により、基本方針を定める第3条第2項が改正され、新たに「経営力向上の内容及び実施方法に関する事項」、「事業分野別経営力向上推進業務の内容に関する事項」等が追加された。

上記の法改正を受けて、基本方針を改正し、以下の項目等について追記する案。

- (1) 経営力向上の定義及び内容に関する事項の追加
- (2) 経営力向上の実施方法に関する事項の追加
- (3) 経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項の追加
- (4) 事業分野別指針に関する事項の追加
- (5) 認定経営革新等支援業務の実施に当たって配慮すべき事項の追加
- (6) 事業分野別経営力向上推進業務の内容、実施体制及び配慮に関する事項の追加
- (7) その他所要の改正

## 地域経済産業分科会

### 「地域経済牽引企業を軸とした「地域未来への投資」の促進に向けて（報告書）」

地域経済産業分科会（平成28年12月）

#### 報告書の概要

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（平成19年法律第40号）では施行後10年以内に、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる旨が規定されていることから、本規定に基づき同法の評価等を行うとともに、今後の地域経済産業政策のあり方について審議を行い、平成28年12月に以下の項目からなる報告書を取りまとめた。

#### （1）地域経済を巡る状況

日本経済全体は緩やかな回復基調が継続する中で、民間の新規設備投資は足下で回復しつつあるものの、リーマン・ショック以前の水準に回復していない。一方で、地域の資源・魅力を活用することにより、新たな収益機会を地域の内外に創出する事業が登場しつつあり、このような地域の経済を牽引する事業（「地域経済牽引事業」）を次々と生み出す仕組みを構築し、地域経済の好循環を実現していくことが必要。

#### （2）地域経済産業政策の変遷と企業立地促進法の利用状況等

現行の企業立地促進法の支援スキームは、企業立地に一定程度寄与したと評価できるが、地域経済への波及効果が十分でなかったことや重要な支援措置の対象が製造業中心であったことから、これらの点を改善する必要がある。

#### （3）今後の地域経済産業政策のあり方について

地域経済の好循環に向けて、地域経済の自立的基盤の強化を図るためには、地域の将来を形づくる「地域未来投資」を呼び込むことが、今後はより一層重要となる。このため、今後成長が期待できる分野である、①先端ものづくり、②農林水産・地域商社、③第四次産業革命、④観光・スポーツ・文化・まちづくり関連、⑤ヘルスケア・教育サービス等の地域経済への波及効果の高い事業に対して支援を行う必要がある。このため、企業立地促進法の見直しを含めた新たな支援の枠組みについて制度設計するよう提案を行った。

## 通商・貿易分科会

### 「2016年版不公正貿易報告書（報告書）」

不公正貿易政策・措置調査小委員会（平成28年6月）

#### 報告書の概要

世界貿易機関（WTO）協定をはじめとする国際ルールに照らして、我が国の主要貿易相手国・地域が採用している貿易政策・措置の問題点を明らかにし、撤廃や改善を促すことを主たる目的としている。本報告書は、大きく分けて3部から構成され、巻末に資料編として、WTOドーハ開発アジェンダ（DDA）の動向やWTO加盟交渉の現状についての紹介、さらに個別のWTO紛争案件についての解説を掲載している。

#### （1）第一部

第一部においては、18ヶ国・地域の計139件の貿易政策や措置を取り上げ、問題点の改善に向けての政府の取組や最近の動向についてまとめている。なお、2016年版では、新規案件として以下7件の政策・措置を指摘している。

- ①中国：アクリル繊維に対するAD措置
- ②中国：サイバーセキュリティ法案
- ③インドネシア：4G/LTE端末等へのローカルコンテンツ要求
- ④ベトナム：セーフガード措置（鉄鋼半製品、棒鋼等）
- ⑤インド：セーフガード措置（熱延鋼板）
- ⑥韓国：空気圧バルブに対するAD措置
- ⑦チュニジア：タイヤ輸入規制

#### （2）第二部

第二部においては、第一部であげた問題点の指摘の根拠となるWTO協定と主要ケースに関する解説を行っている。なお、2016年版では、新たに3つの新規特集記事（WTO紛争解決手続における履行確保の実態・原因分析、アンチダンピング調査における産品間の競争・代替関係の考慮、補助金規律と新興国の産業支援措置）を追加している。

#### （3）第三部

第三部においては、WTO協定を補完する新たな国際ルールとして、経済連携協定及び投資協定について、体系的な解説を行っている。

## 「大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る不当廉売関税の賦課に関する調査結果報告書（報告書）」

特殊貿易措置小委員会（平成28年7月）

### 報告書の概要

経済産業省及び財務省は、大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る不当廉売関税の賦課について、平成27年5月から調査を行ってきた。その結果、不当廉売された水酸化カリウムの輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められたため、不当廉売関税を賦課することが適当である旨の調査結果報告書を取りまとめ、平成28年7月に特殊貿易措置小委員会において賦課の適否について審議を行った。また、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会においても、上記調査の結果を踏まえ、5年間の不当廉売関税の賦課が適当であるとの答申がとりまとめられた。

#### （1）これまでの経緯

平成27年4月、カリ電解工業会より、大韓民国及び中華人民共和国産の水酸化カリウムに対する不当廉売関税を課することを求める書面が提出されたことを受け、同年5月26日より、当該不当廉売関税の賦課の適否に関する調査を開始した。

平成28年3月25日、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定する仮の決定を行い、同年4月9日より、韓国及び中国産の水酸化カリウムに対し、韓国産49.5%、中国産73.7%の関税定率法に基づく暫定的な不当廉売関税の賦課を行った。

#### （2）課税の理由

不当廉売関税の賦課に関する調査の結果、不当廉売された水酸化カリウムの輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められ、当該本邦の産業を保護するために必要があると認められるので、不当廉売関税を課することが適当であるとの結論に至った。

## 「安全保障貿易管理小委員会中間報告」（中間報告）

安全保障貿易管理小委員会（平成29年1月）

### 中間報告の概要

安全保障貿易管理小委員会において、国の安全に係る技術流出防止のための制度見直しについて議論を行い、平成29年1月、中間報告をとりまとめた。

- (1) 国際化の更なる推進による魅力ある日本の実現
- (2) 世界の安全保障環境・経済構造の変化
  - ① 民生技術の軍事分野における重要性の増大
  - ② 世界経済における新興・途上国の台頭
  - ③ アジアの安全保障環境の変化
  - ④ 非国家主体の脅威の増大
- (3) 更なる国際化を推進するための安全保障貿易管理等の在り方
  - ・ 日本の国際化の推進という大原則の下、安全保障上の懸念を払拭するための制度を整備。
    - ① 行政制裁・罰則の在り方の見直しについて
      - ・ 輸出禁止命令を受けた法人の責任者が、別法人で同様の業務を継続することを防止するため、当該別法人の当該業務の責任者に新たに就くことを禁止することができるようにすべき。
      - ・ 無許可輸出等の違反行為に対する罰金の水準を引き上げるべき。
    - ② 対内直接投資に関する規制の在り方の見直しについて
      - ・ 事前届出対象である「国の安全」、「公の秩序」、「公衆の安全」、「我が国経済の円滑な運営」に関する対内直接投資のうち、「国の安全」を損なうおそれがある投資に関し、（イ）非上場株式の外国投資家間取引の管理、及び（ロ）無届けや届出内容に反するものの原状回復措置を検討すべき。
    - ③ 役務取引（技術取引）の管理の在り方の見直しについて
      - ・ 国内における技術取引の規制については、制度改正も含めた管理の在り方を検討すべきである。
    - ③ 輸出者等の負担軽減や中小企業等に対するアウトリーチに向けた取組

## 産業技術環境分科会

### 「イノベーションを推進するための取組について」（中間取りまとめ）

研究開発・イノベーション小委員会（平成28年4月）

#### 中間取りまとめの概要

研究開発・イノベーション小委員会では、我が国におけるイノベーション創出にあたっての課題と政策対応の方向性を取りまとめた。

#### （1）我が国イノベーションの現状と課題

第4次産業革命等により、これにまでないスピードと規模での価値の創出に加え、ビジネスモデル自体の変革も必要となる中、我が国企業の多くは依然、自前主義・短期主義から抜け出せていない。また、我が国研究人材の流動性は非常に低く、資金面においても、組織を超えた研究費のやりとりが極めて限定的である。加えて、研究者の国際的な流動から取り残されつつあり、グローバルネットワークから孤立する恐れを孕んでいる。

#### （2）イノベーションシステムの構築

これら状況を踏まえ、イノベーションの創出のためには、日本の持つ「強み」「優位性」を活かした戦略策定の下、国内外問わず優秀な人材を確保・流動化しながら、企業・大学・ベンチャー企業等、各プレイヤーが連携して付加価値を創出するためのオープンイノベーションの推進が早急に必要である。

#### （3）我が国のイノベーションを進めるための施策

##### ①「企業・大学の意識改革や組織体制の見直し

- ・「イノベーション経営」のための企業の意識・行動改革
- ・「本気の産学連携」を進めるための大学の体制・運営強化 等

##### ②企業・大学・ベンチャー企業等間の人材や技術の流動化促進

- ・産業界による大学教員・学生の「頭脳への投資」促進
- ・大企業によるベンチャー企業の効果的活用を通じた人材・技術の「好循環」の加速 等

##### ③海外から最先端の技術・人材を取り込むための環境整備

- ・産学官が連携した広く・深い技術インテリジェンスの確率
- ・我が国に「強み」「優位性」がある先端的な技術分野等について、世界トップクラスの人材等が参画する研究・社会実装拠点「グローバルオープンイノベーションセンター」の形成 等

#### （4）我が国のイノベーションを進めるための施策に取り組むための体制整備

上記施策を着実に実行するため、文部科学省と経済産業省合同の産学連携検討体制を検討する。また取組について引き続き積極的に発信・周知する。

**「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（報告書）」**  
廃棄物・リサイクル小委員会 容器包装リサイクルWG（平成28年5月）

**報告書の概要**

容器包装リサイクルWGでは、容器包装リサイクル法の施行状況を確認し、今後の容器包装リサイクル制度の在り方に関して、現状と課題を明らかにするとともに、その対応策として下記の報告をとりまとめた。

**(1) 容器包装リサイクル制度の現状と成果**

容器包装廃棄物の分別収集・選別保管及び再商品化は着実に進展。消費者による分別排出が定着し、環境への関心が向上し、国民一人一日当たりごみ排出量や一般廃棄物総排出量の削減に寄与。市町村は消費者への啓発や収集量の増加、ペール品質向上に貢献し、特定事業者は再商品化を担うとともに、容器包装の軽量化・薄肉化等を通じて排出抑制を行うなど、各主体の取組が進んだ。

**(2) 容器包装リサイクル制度の評価と課題及び検討の基本的視点**

循環型社会の形成の必要性や資源の有限性を踏まえれば、より一層容器包装リサイクル制度における取組を推進していくことが必要である。特に、再商品化の生産性向上等により、再商品化事業をより付加価値の高い産業に転換していく観点を持つ必要がある。

各々の課題の要因は複合的に関連していることから、課題を総合的にとらえて対策を講じることが重要である。

**(3) 容器包装リサイクル制度の見直しに係る施策案**

更なる環境負荷低減と社会全体のコストの削減を図り循環型社会の形成を推進するため、①環境負荷低減と社会全体のコストの低減、②容器包装のライフサイクル全体を視野に入れた3Rの推進、③消費者・自治体・特定事業者・再商品化事業者等との協働といった基本的視点に沿うことが必要。また、課題を一体的に捉えて検討を進める視点や、環境負荷低減と社会全体のコストの低減を効果的に進めるため、各主体の取組費用の透明化・課題分析を図りつつ、各主体間の相互理解の向上を促す視点も重要。これらの視点を踏まえ、特に再商品化事業の生産性向上については、競争環境の下で研究開発等の促進を通じ、素材産業化を目指す製造事業者として成長できる環境の整備が必要である。

取組の進捗状況の継続的なフォローアップ等を行う中、適時適切な見直しを行い、制度全体の検討については5年度を目処に見直しを行うことが適当。

## 「バーゼル法における輸出入等の規制の在り方について（報告書）」

有害廃棄物等越境移動WG（平成29年1月）

### 報告書の概要

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会有害廃棄物等越境移動WGでは、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方について、中央環境審議会 循環型社会部会 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会と合同で審議を行い、下記の報告書を取りまとめた。

#### （1）基本的考え方

環境汚染等が生じるリスクに応じて、バーゼル法の輸入手続きを見直すべき

#### （2）輸出に係る見直しの方向性

- ①使用済鉛蓄電池の輸出増大等を踏まえた輸出先での環境上適正な管理の確保
- ②雑品スクラップの不適正輸出に関する懸念等を踏まえた対応
- ③我が国からの輸出に係るバーゼル条約に基づくシップバック対応の円滑化
- ④OECD 加盟国向け輸出手続の簡素化
- ⑤廃棄物処理法とバーゼル法の輸出における二重手続の改善

#### （3）輸入に係る見直しの方向性

- ①環境汚染リスクが低い廃電子基板等の輸入承認手続の簡素化
- ②我が国への輸入に係るバーゼル条約に基づくシップバック対応の円滑化

#### （4）その他の見直しの方向性

- ①処理技術の進展等を図るための試験分析目的での輸出入の円滑化

#### （5）今後の課題

- ①本報告書は法制定以来初の制度見直し。早急なバーゼル法改正を含む所要の制度整備を期待。
- ②バーゼル法の実効性を確保すべく、定期的な規制の見直しを実施。
- ③見直しにあたっては、バーゼル条約と WTO 協定への適合、抑止力の確保、シップバックへの対応、リユース品の扱いなどの課題に留意。
- ④バーゼル法の見直しに併せ、必要に応じて廃棄物処理法も一体的に見直し。



## 製造産業分科会

### 「今後の化学物質対策の在り方について（報告書）」

化学物質政策小委員会 制度構築WG（平成29年2月）

#### 報告書の概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以降、化審法）の改正後5年を経過したことを受け、見直しの検討を行った。その結果、少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の合理化、毒性が強い新規化学物質の管理について、検討がなされ、報告書が取りまとめられた。

#### （1）少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の合理化

近年、少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度に基づく届出・申出を行う事業者が増加しており、国による事業者間の製造・輸入量の数量調整件数も増加している。その結果、製造・輸入事業者が当初予定していた数量を確保できないことにより製造・輸入事業者を含めたサプライチェーン全体でビジネス機会が消滅し、損失が発生してしまうおそれが高まっている。

これを踏まえた制度見直し案として、少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の確認の基準となる全国上限値を「製造・輸入予定数量」から、製造・輸入数量と用途に応じた排出係数から算出される「環境排出量ベース」に変更する。これにより、個社上限値まで製造・輸入を行うことができる機会が増え、これまでよりも環境への負荷を増大させずに、事業者の予見可能性を向上させることが可能である。

#### （2）毒性が強い化学物質の管理

近年、新規化学物質の事前審査において、これまでの化学物質には見られなかったような毒性が強く、環境中に排出される場合には人の健康又は生活環境動植物の生息・生育に係る被害を生ずるおそれがあるものの、相当広範な地域の環境中に相当程度残留している化学物質ではないために第二種特定化学物質には該当せず、また、環境排出量が非常に小さいために優先評価化学物質にも指定されないものが確認されている。このような化学物質については、現行の制度では十分な対応措置を講じることができない。

このような物質については、不用意に環境中に排出されないよう、事業者には適切な取扱いを促すため、情報伝達の努力義務や、国からの指導助言、取扱い状況に関する報告の求めと言った管理措置を講じてはどうか。

## 「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン（案）」（取りまとめ）

### 化学物質政策小委員会制度構築WG（平成28年7月）

※中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会との合同会合

#### 取りまとめの概要

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第18条では、水銀使用製品の製造又は輸入の事業を行う者による水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示等の情報提供について規定しているところ、消費者による製品廃棄時の適正分別・排出の確保に資するための消費者への情報提供の望ましいあり方を検討し、水銀使用製品の製造・輸入事業者が情報提供を行う上で参考とするガイドラインの案を取りまとめた。

#### （1）基本方針

＜今後製造される製品＞ 製品廃棄段階で水銀等が使用されていると認識することの容易さの観点では、製品本体等表示による情報提供がそれ以外の方法よりも優先され、また、その中では製品本体表示＞パッケージ表示＞取扱説明書記載の順に優先されるが、水銀使用製品の種類・特性等を考慮して効果が大きいと考えられる情報提供を行う。業界団体によって自主ガイドラインが策定又は改訂された場合は、当該自主ガイドラインに従って情報提供を行うことが望ましい。

＜既製造品＞ 表示以外の情報提供を行う。パンフレット・カタログへの掲載・配布やウェブページへの掲載、販売店での告知等について、効果が大きいと考えられるものを行う。

#### （2）情報提供の内容・方法

＜表示＞ 水銀等使用を認識する等により、市町村等の分別・回収ルールその他廃棄物処理法等を踏まえた廃棄の必要性を認識できるものであること。分かりやすい、統一感のあるシンプルなものを用いる。本体表示は、製品の廃棄段階まで維持される方法とする。

＜表示以外の情報提供＞ 水銀使用製品の判別方法、分別・回収の重要性、処分方法に関する情報を含める。カタログ・パンフレットへの掲載・配布、ウェブページへの掲載、販売店での告知等により行う。

#### （3）その他

輸入製品についても、国内製造製品と同様に情報提供を行うこと。

## 「伝統的工芸品の指定に係る答申について」(答申)

伝統的工芸品指定小委員会 (平成28年12月21日)

### 答申の概要

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく伝統的工芸品の指定品目に「尾張仏具」「長崎べっ甲」「南風原花織」を追加することについて了承した。

#### ※「尾張仏具」の概要

尾張仏具は、江戸時代初期頃から、愛知県名古屋市を中心に生産されている工芸品。尾張近郊で採れる良質な木材を資源に、江戸後期、下級武士の内職として発展した。木製漆塗製品が中心で、多様な工程と、色鮮やかな仕上がりが特徴。



#### ※「長崎べっ甲」の概要

長崎べっ甲は、江戸時代以降、長崎県長崎市、諫早市を中心に生産されている工芸品。厚みや色合いなどを手作業により丹念に調整し、緻密で精巧な技法が特徴であり、髪飾り等の小物だけでなく、宝船等の大物製品も製造されている。



#### ※「南風原花織」の概要

南風原花織は、明治時代以降、沖縄県南風原町において生産されている織物。組織織で構成された花のように美しい立体的な柄には、クワンクワン花織・チップガサー・喜屋武八枚等独特の名称や模様が存在する。



## 商務情報流通分科会

### 「バイオテクノロジーが生み出す新たな潮流〔スマートセルインダストリー時代の幕開け〕(中間とりまとめ)」

バイオ小委員会 (平成28年6月)

#### 中間とりまとめの概要

バイオ小委員会では、バイオテクノロジーがもたらす新たな潮流を捉えるべく、近年のバイオ技術について整理を行うとともに、我が国として取り組むべき方向性について検討を行い、その結果として下記の報告を取りまとめた。

#### (1) バイオテクノロジーの技術革新

バイオテクノロジー分野においては、①ゲノム解読技術の高度化などによる膨大な生体情報の迅速な把握、②AI/IT 技術の進化による生物機能の解明、③ゲノム編集技術の登場等による生物機能の精緻な制御・発現を可能とする非連続的な技術革新が急激に進展している。これにより、今まで利用し得なかった潜在的な生物機能を引き出しそれを利用することで、新たな産業(スマートセルインダストリー)を生み出す潮流となっている。

#### (2) スマートセルインダストリーが拓く世界

スマートセルインダストリーは、バイオ医薬品・再生医療等による疾病の根本治療、新たな機能性素材の生産や化石資源に頼らない物質生産・エネルギー供給、食糧の高収量化・高機能化などにより、地球規模の課題解決に貢献し、世界の産業構造に大きな変革を起こす可能性がある。

#### (3) スマートセルインダストリーの実現のための戦略的取組

我が国がスマートセルインダストリー分野において国際的に貢献していく土台を築き上げていくために、次の4つの観点を踏まえた戦略的な取り組みが必要である。

- ①日本の強みを活かした戦略的な基盤の整備
- ②スマートセルインダストリーの社会実装の加速化
- ③オープンイノベーションの促進
- ④スマートセルインダストリーの社会、制度環境整備

## 「クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて<追補版>」(報告書)

割賦販売小委員会 (平成28年6月)

### 報告書の概要

割賦販売小委員会では、平成26年9月以降、クレジットカード取引を巡る消費者相談、情報漏えい、不正使用等の実態を踏まえ、クレジットカード取引に係る取引環境の変化に着目しつつ、法制上の措置の必要性の有無及び実務的取組みの推進方法等についての検討を重ねてきた。

この検討を踏まえ、平成27年7月に、クレジットカード取引を利用することで便益を受ける消費者の利益保護と、消費者トラブルの未然防止や救済による消費者の利益保護の両立に配慮しつつ、政府に対してオフアス取引の一般化という取引構造の変化に対応した制度整備等を要請する報告書を取りまとめた。

その後、クレジットカード取引のセキュリティに関する「実行計画」の策定や情報漏えいリスクの増大、特定商取引法等の改正法案の国会提出等の状況変化を踏まえ、法制上の措置の必要性等について改めて検討するため、平成28年4月より、割賦販売小委員会を再開し、平成28年6月に、以下の項目からなる報告書<追補版>を取りまとめた。

- (1) 平成27年報告書以降の状況変化と取組みの進捗
- (2) クレジットカード取引におけるセキュリティ対策強化について
  - ①個人情報保護法と割賦販売法との関係整理
  - ②加盟店等のセキュリティ対策について
  - ③アクワイアラー及び登録PSPを通じた加盟店のセキュリティ対策強化
  - ④認定割賦販売協会を中心としたセキュリティ推進体制の構築
  - ⑤消費者理解の促進
- (3) 改正特商法への割販法における対応について
  - ①規制対象の拡大について
  - ②電話勧誘販売における過量販売への申込みの撤回等の制度の導入について
  - ③取消権の行使期間の伸長等について
- (4) FinTechの活用による新たな業態への対応について
  - ①基本的な考え方
  - ②平成27年報告書における提言書等
  - ③加盟店等における書面交付義務の見直し等について

## 「クレジットカード取引及び前払式特定取引の発展を通じた消費者利益の向上に向けて」（報告書）

割賦販売小委員会（平成29年4月）

### 報告書の概要

割賦販売小委員会（以下「本小委」という。）は、平成26年9月以降、クレジットカード取引を巡る消費者相談、情報漏えい、不正使用等の実態を踏まえ、クレジットカード取引に係る取引環境の変化に着目しつつ、法制上の措置の必要性の有無及び実務的取組みの推進方法等についての検討を重ね、「産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会 報告書 ～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～」（平成27年7月）及び「産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会 報告書 ～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～＜追補版＞」（平成28年6月）をとりまとめた。

これら二つの報告書における提言を受け、昨年12月2日、第192回国会において、割賦販売法の一部を改正する法律が衆・参両院の全会一致で可決され、同月9日に公布された。

改正割賦法の施行（平成30年6月）に向け、また、割賦販売法が規律する分野に関するその他の課題も踏まえ、本年2月より割賦販売小委員会を再開し、割賦販売法施行規則の改正等についての方向性が検討され、4月に以下の項目からなる報告書をとりまとめた。

- （1）割賦販売法改正等に伴う省令改正等に係る検討課題について
  - ①セキュリティ対策について
  - ②アクワイアラー等による加盟店調査等について
  - ③アクワイアラー等の登録について
  - ④苦情情報の活用について
  - ⑤取引条件の表示、書面の交付について
  - ⑥支払可能見込額調査について
- （2）前払式特定取引に係る検討課題について
  - ①業務面における措置の方向性
  - ②財務面における措置の方向性
- （3）クレジットカード会社におけるAPI連携について

## 「情報処理安全確保支援士制度（中間取りまとめ）」

情報経済小委員会 試験WG（平成28年4月）

### 中間取りまとめの概要

「情報処理の促進に関する法律」において、情報セキュリティ人材確保の国家資格として「情報処理安全確保支援士」を創設するべく所要の改正を行うことに並行して、情報処理安全確保支援士制度に関する具体的な設計及び制度普及の方策について議論を行い、以下のとおり中間取りまとめを行った。

#### （1）資格試験の実施

新たに「情報処理安全確保支援士試験」を創設する。試験内容は、情報処理技術者試験の中の「情報セキュリティスペシャリスト試験（以下「SC試験」という。）をベースとする。

#### （2）登録の要件

過去のSC試験等に合格者した者や国指定の高度な情報セキュリティ関連実務の経験のある者には、資格試験を全部免除し、大学等において一定のカリキュラムを修了した者には一部免除とする措置を講じる。

#### （3）登録情報の公開

企業等による人材活用を促すため、情報処理安全確保支援士の登録情報（氏名、登録番号、登録年月日、講習受講日、勤務先等）をホームページ上で公開する。ただし、登録情報のうちいくつかの項目（氏名、勤務先等）については、登録者本人の希望により非公開とすることができる。

#### （4）講習

継続的な知識・技能の維持等を図るため、講習の受講を義務化する。講習は、①オンライン講習（年間6時間程度）と②集合講習（3年に1回程度）の二つの形式を組み合わせる。なお、一定の要件に該当する場合は、講習の一部を免除する。

#### （5）制度の普及策

情報処理安全確保支援士制度の普及に向けて、情報セキュリティ対策を担う高度な人材の業務・役割の整理やキャリアパスの明確化、士業コミュニティの形成等幅広い取組を産学官連携して進めて行くことが必要。

## 「分散戦略WG 中間とりまとめ」

情報経済小委員会 分散戦略WG（平成28年11月）

### 中間とりまとめの概要

I o Tの進展により、あらゆる分野においてサイバー世界がリアル世界と融合し、社会全体を変革する新たなイノベーションが生まれ、「第四次産業革命」が実現することが期待されているが、同時にデータ量の爆発的増加やプライバシー侵害の懸念等の課題も生じている。当WGでは、中期的視点から我が国におけるI o T進展の将来像を描くとともに、その実現に向けた対応の方向性、ルール整備の在り方等について検討を行った。平成28年11月に中間とりまとめを公表し、主に以下の論点について今後の取組の方向性を明らかにした。

#### (1) データユーザー主導のデータ分散型構造の実現

エッジヘビーコンピューティング等を活用した新たな分散型アーキテクチャの構築により、膨大なデータトラフィックによるネットワーク負荷等の課題解決や、デバイスやリアルな現場といった我が国のエッジ側の強みを生かしたイノベーションを促進する。

#### (2) ハイブリッドなデータ流通システムの実現

パーソナルデータストアや情報銀行等の仕組みを通じ、個人を起点としたデータ流通を実現することにより、一部事業者のデータ寡占によるロックイン効果を打破するとともに、個人のプライバシーへの懸念を解消し、新たなデータ流通構造を創出する。また、事業者間の適切な契約を通じたデータの利用権限の明確化を促すことで、データ流通を促進する。

#### (3) ブロックチェーン技術の活用による産業社会システムの変革

ブロックチェーン技術の活用により、管理者不在の中でデータ真正性の確保が可能となるなど、第三者による認証等の仕組みを前提とした従来の経済社会システムが大きく変容する可能性がある。ブロックチェーン技術の社会実装に向けて、具体的な政府システムでの活用を目指して先進的プロジェクトを支援するとともに、既存制度の見直し等を行う。

#### (4) シェアリングエコノミーを通じた経済社会構造の変革

シェアリングエコノミーの進展を通じて、あらゆる「遊休」資産がN対Nで徹底利活用されることにより、新たなビジネス領域の創出による経済構造の変革や、国民生活の利便性向上、社会課題の解決等が期待される。その促進に向けて、地方における「シェアリングシティ」等の事例創出や、業種横断的な自主ルールの整備に向けた支援等を行う。



## 保安分科会

### 「ガスシステム改革保安対策WG 報告書」

ガス安全小委員会（平成28年6月）

#### 報告書の概要

第189回通常国会において、ガス事業法の一部改正を内容とする電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）が成立し、平成29年4月1日施行予定のため、ガス安全小委員会は、平成27年6月にガスシステム改革保安対策WGを設置し、ガスの小売全面自由化後の保安の在り方について詳細な制度設計の検討を進めた。平成28年6月に、同WGは下記のとおり報告書を取りまとめ、同小委員会において了承された。

- (1) ガス漏れ等の緊急時対応における導管・小売事業者の役割分担について  
緊急時対応はガス導管事業者が一元的に行うこととする一方で、消費機器保安を行い、需要家と接点を有するのはガス小売事業者であることから、①緊急保安連絡窓口の周知、②消費機器に関する情報の提供、③連絡窓口となることなど、ガス小売事業者の役割を明確化し、詳細設計をとりまとめた。また、当該役割について、保安業務規程の記載事項として、実効性を担保することとし、具体的なモデル保安業務規程をとりまとめた。
- (2) 大規模災害時対応における導管・小売事業者の役割分担について  
災害発生時には、ガス導管事業者の対策本部に指揮命令系統を一元化し、その下に「導管対策隊」及び「顧客対策隊」を設置し、対応に当たることを明確にした。さらに、ガス小売事業者についても、対策本部の「顧客対策隊」の一員として必要な要員を供出し対応に当たるなど、役割を明確にし、相互に連携・協力して対応に当たる詳細設計をとりまとめた。
- (3) 消費機器調査・周知の実施体制について  
新規参入者を含むガス小売事業者は、消費機器の調査・周知を行うこととなる。ガス小売事業者が作成・届出する保安業務規程において、責任・管理体制や従事者への保安教育などの実施体制を記載事項とし、その実効性を担保することとし、具体的なモデル保安業務規程をとりまとめた。
- (4) その他  
上記の他、ガス導管事業者とガス小売事業者の事故報告の役割分担や、旧簡易ガス事業の用に供するガス工作物に係る保安規制、情報通信技術を用いた方法による周知の実施などの詳細な制度設計をとりまとめた。

## 「平成28年熊本地震を踏まえた都市ガス供給の地震対策検討」

ガス安全小委員会（平成29年3月）

### 報告書の概要

平成28年4月に熊本県を震源とした大規模な地震が発生し、西部ガスの熊本地区において、10万884戸の供給支障などが発生した。本地震について、その被害状況、対応状況を振り返り見て、今後の災害対応に取り組むべき事項を抽出し、一層の対策等の改善を図る観点から、整理、検証及び検討を行い、下記の今後の改善方策・取組をとりまとめた。

#### （1）供給停止判断の最適化の検討

ガス漏えいによる二次災害防止を目的とする、災害発生時のガスの緊急停止判断基準を最適化することで、供給停止区域を限定し、復旧期間短縮の可能性がある。熊本地震をはじめとするこれまでの知見や緊急時対応力を勘案し、安全確保と迅速な復旧・安定供給の確保の両立を期した第1次緊急停止判断基準の最適化の検討を経済産業省の委託事業として平成29年度に有識者により構成する委員会を設けて実施することとした。

#### （2）臨時供給設備の適切な運用のための検討

臨時供給の対象となる重要施設リストは有していたものの、優先順位付け、設置場所等の調査が十分でなく、自治体や関係者間での事前の共有がなされていなかった。主要な病院や福祉施設等の優先的に復旧させるべき重要施設をリスト化し、自治体や関係者間で共有しておくことが望ましいこととした。

#### （3）G-React における情報拡充

G-React（供給停止情報等を事業者間で共有するシステム）は、初動段階の情報共有には活用されたが、導管復旧状況等の情報が共有できない等、復旧局面での活用には限界があった。G-React による情報共有内容等を見直し、供給停止から復旧完了までの情報を的確に共有できるシステムに改修する。

#### （4）その他

設備・ガス導管の耐震対策や、初動措置の高度化に向けた危機管理対策、復旧見通しの早期公表に向けた検討、後方支援活動における事業者間の連携などについて検討し、とりまとめた。

## 「平成29年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針の策定」

液化石油ガス小委員会（平成29年3月）

### 指針の概要

LPガスを利用する一般消費者等に係る保安の維持・確保の一層の充実、LPガス事故の早期撲滅等の観点から、LPガス販売事業者等が当該年度に重点的に講ずべき事故対策等の具体策を提示した「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」を策定した。

#### （1）LPガス事故の発生状況、事業者の法令遵守の状況

- ①平成28年は、LPガス事故の発生件数は136件であり、平成27年の178件から減少し、平成18年以降で最も少ない件数となり、死傷者数も52人と、平成27年の60人から減少した。
- ②平成28年度は、経済産業省で119社（125事業所）に対し立入検査を実施し、その結果、6社において、法令違反が確認されたため、それぞれに対し、商務流通保安審議官又は産業保安監督部長による行政指導（厳重注意又は改善指示）を行った。

#### （2）平成29年度保安対策指針 新規項目

- ①集中監視システムの導入等（平成29年度追記部分のみ抜粋）  
集中監視システムの導入検討に際しては、サイバーセキュリティの確保や、大幅に機能アップし、国際標準化された通信規格を搭載したマイコンメーターと通信端末に配慮する事が望ましい。
- ②CO中毒事故の防止対策  
学校、福祉施設等において、オープン等の業務用調理機器を使用する場合、不完全燃焼によるCO中毒事故に十分注意することとし、業務用施設等の使用者、所有者に対してCO警報器及び業務用換気警報器の設置を促進すること。
- ③機器の事故防止対策  
自動切替式調整器は、必ず予備側にもLPガス容器を接続するか、又は予備側の高圧ホースを外してプラグをはめるなどの設備改善を行うこと。
- ④熊本震災を受けた災害時対策の見直し  
熊本地震を踏まえ、「LPガス災害対策マニュアル」を改訂する方針であり、災害発生時においては同マニュアルに基づいた取組を着実に実施すること。

**「平成28年熊本地震を受けた電気設備自然災害等対策WG とりまとめ（報告書）」**  
電力安全小委員会電気設備自然災害等対策WG（平成29年3月）

**報告書の概要**

平成28年熊本地震を受け、水力発電や送配電等設備の被害状況や、停電復旧対応等を振り返り、今後の大規模災害への備えに活かすべく、教訓や課題を抽出・検討し、今後の対応策等について報告書にとりまとめた。

(1) 主要設備の状況及び今後の対応

①水力発電設備においては、地震動そのものによる設備損壊はなかったものの、その後の地すべり等により設備損壊が発生した。

<今後の対応>

- ・ 地すべり等発生時にいかに「減災」するか、という観点からの対策検討
- ・ 公衆災害リスクが高いおそれのある発電所の整理と優先順位づけ
- ・ 優先順位付けに応じた対策の実施

②送変電設備、配電設備等においては、地震による設備の被害率は低かった。しかしながら、一部送電設備において、鉄塔近傍まで土砂崩れが迫り、鉄塔が傾斜する事態や、単一ルートのため系統切り替えによる復旧が困難となる事態等が発生した。

<今後の対応>

- ・ 地滑りリスクも勘案して鉄塔建設地点を決定
- ・ ハザードマップ更新の際は、設備の補強や移転といった対策を実施
- ・ 単一ルートでは、あらかじめ、設備損壊時の復旧対応の在り方を検討

(2) 復旧オペレーションの在り方及び今後の対応

停電復旧は迅速に行われ、電気事業者間における災害時の相互応援・協力体制も適切に構築されていた。ただし、優先的にスポット送電すべき施設の情報が多ルートから寄せられ、電気事業者内において、情報整理の際に一部混乱が発生した。また、発電機車による面的送電については、被災エリアの長期的な停電の回避につながるなど、その有効性が確認された。

<今後の対応>

- ・ 優先復旧すべき重要設備の決定方法や情報伝達ルートの再検討
- ・ 電気事業者においては、管轄地域内の重要施設を平時から把握
- ・ 現場の状況等によっては面的送電も有効なオプションとなりうることを踏まえた復旧計画の立案

## 知的財産分科会

**「特許法第 35 条第 6 項に基づく発明を奨励するための相当の金銭その他の経済上の利益について定める場合に考慮すべき使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況等に関する指針」(答申)**

知的財産分科会 (平成 28 年 4 月)

## 答申の概要

本指針は、使用者等及び従業者等が行うべき適正な手続の具体的内容を明らかにすることにより、特許法第 35 条第 5 項の不合理性の判断に係る法的予見可能性を高めるとともに、研究活動に対するインセンティブについて創意工夫が発揮されるよう当事者の自主性を尊重する観点から審議した結果、適切なものであるとして、了承した。

指針の概要は下記のとおり。

(1) 特許法第 35 条第 5 項の不合理性の判断では、「その定めたところにより相当の利益を与えること」、すなわち、契約、勤務規則その他の定めに基づいて職務発明に係る相当の利益の内容が決定されて与えられるまでの全過程が総合的に判断される。

(2) 全過程における諸事情や諸要素は、全て考慮の対象となるが、その中でも特に同項に例示される手続(下記①～③)の状況が適正か否かがまず検討され、それらの手続が適正であると認められる限りは、使用者等と従業者等があらかじめ定めた契約、勤務規則その他の定めが尊重されることが原則。

- ①相当の利益の内容を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況
- ②策定された当該基準の開示の状況
- ③相当の利益の内容の決定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況

## 「我が国の知財紛争処理システムの機能強化に向けて（報告書）」

特許制度小委員会（平成29年3月）

### 報告書の概要

産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会では、「知的財産推進計画2016」において、知財紛争処理システムの機能強化に関して、主として経済産業省が短期に取組を検討すべきとされた事項について「一定の結論」を得るべく、審議を行い、主に以下の内容から成る報告書を取りまとめた。

#### （1）適切かつ公平な証拠収集手続の実現

特許権の侵害訴訟は技術的に高度な専門的知見を要する、侵害立証が困難であるといった特殊性に鑑み、証拠収集手続の強化が必要である。ただし、被疑侵害者の営業秘密の保護及び証拠収集制度の濫用防止等に留意する必要がある。以上を踏まえ、

①公正・中立な第三者の技術専門家に秘密保持義務を課し、証拠収集手続に関与できるようにする制度

②書類提出命令・検証物提示命令のインカメラ手続において、書類・検証物の提出の必要性を判断できるようにする制度

の導入について、特許法の改正を視野に検討を進めることが適当である。

#### （2）ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額の実現

適切な損害賠償額の実現については、現行制度の運用状況やビジネスの実態や、民事法体系との整合性等に留意しつつ検討した結果、まずは証拠収集手続を強化する立法的な措置を通じて、より適正な損害賠償請求が認容されやすい環境を整えた上で、損害賠償額の認定に関する裁判所の運用や国際的な動向を注視しつつ、引き続き慎重に検討を進めることが適当である。

#### （3）権利付与から紛争処理プロセスを通じての権利の安定性の向上

我が国の特許権侵害訴訟等の現状を鑑みるに、特許権は一定程度安定していると評価できることから、権利の安定性については、裁判所による特許の有効性に関する判断の動向やユーザーニーズの状況を注視しつつ、引き続き慎重に検討することが適当である。

## 「審査品質管理小委員会報告書（平成28年度）（報告書）」

審査品質管理小委員会（平成29年4月）

### 報告書の概要

平成28年度における特許庁の品質管理の実施状況及び実施体制について評価項目及び評価基準に基づいて評価を行うとともに、改善点について検討した結果を、今後の審査の質の向上に向けた方向性として取りまとめた。

#### （1）審査品質管理の取組状況

特許庁における品質管理システムについて概観した上で、特許・意匠・商標それぞれの部門における平成28年度の審査品質管理の取組状況についてまとめた。

#### （2）平成28年度の審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果

品質管理の前年度からの改善状況を含めて審議の対象とし、本小委員会で策定した評価基準にしたがって評価の上、その結果を取りまとめた。

#### （3）審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

実施体制及び実施状況に関する委員からの評価を通じて得られた、品質管理の実施体制及び実施状況に関して改善が期待される事項について取りまとめた。

## 「第四次産業革命を視野に入れた不正競争防止法に関する検討（中間とりまとめ）」

営業秘密の保護・活用に関する小委員会（平成29年4月）

### 中間とりまとめの概要

「日本再興戦略 改訂2016」や「知的財産推進計画2016」において、ビッグデータ時代のデータベース等の新しい情報財について、知財保護の必要性や在り方について検討が求められたことを受け、第四次産業革命に向けたデータの保護の在り方を中心に不正競争防止法に係る課題につき、平成28年12月より6回の審議を行い、不正競争防止法の改正も視野に入れた今後の検討の方向性についての中間とりまとめを行った。概要は以下のとおり。

つながることにより新たな付加価値が創出される産業社会（Connected Industries）の実現に向けて、安心してデータをやり取りができ、データの創出・収集・分析・管理などに対する開発などの投資に見合った適正な対価を得ることができる環境の整備が重要。

そこで、1）データの利活用促進に向けたデータ保護、2）データに施される暗号化技術等の保護強化、3）企業が秘匿するデータ分析方法の保護強化などについて、今後、詳細な制度の検討を行う。

- (1) データの利活用促進に向けたデータ保護 【データの不正取得の禁止】
  - ・ 悪質性の高い行為によりデータを取得する行為や、悪質性の高い行為により取得されたデータを使用・提供する行為の禁止
- (2) データに施される暗号化技術等の保護強化
  - ・ 「映像」、「音」について、分析等「視聴」以外の利用を制限するために施される技術的な制限手段を保護対象として追加
  - ・ 人が視覚・聴覚で感知できないデータの利用を制限する手段の保護に関しても、保護対象として検討
  - ・ 技術的制限手段を無効化するサービスを提供する行為の禁止
- (3) 企業が秘匿するデータ分析方法の保護強化 【民事訴訟の負担軽減：立証責任の転換】
  - ・ データやAIを活用したビジネスの競争力の源泉であるため、企業が秘匿管理しているデータ分析方法が、他者に不正に持ち出され使用された場合、民事訴訟において不正使用行為を推定し立証責任を被告へ転換



## 「特許情報のさらなる活用に向けて（報告書）」

情報普及活用小委員会（平成28年5月）

### 報告書の概要

産業構造審議会知的財産分科会情報普及活用小委員会では、特許情報に関する3つの論点（特許庁又は INPIT が運営する公的な特許情報提供サービスのあり方、法的検討も要する公報のあり方、中小企業への情報普及施策のあり方）について、IT 等環境変化を踏まえた今日的なあり方について検討を行った。その結果、上記3つの論点について今後の方向性を中心に、意見募集手続を経て報告書として下記の内容をとりまとめた。

#### （1）特許庁又は INPIT が運営する公的な特許情報提供サービスのあり方

グローバル化の動きに十分対応しつつ、IT の進展、海外庁のサービスの状況、民間事業者のサービスの状況、中小企業、個人なども含む我が国ユーザーの要望などを十分に踏まえた上で、我が国ユーザーが享受するサービスの質が全体として世界最高水準となるように特許情報サービスを提供していき、特許情報を広く普及していくための基盤を引き続き整備していくべきである。

#### （2）法的検討も要する公報のあり方

「公報における住所掲載のあり方」「公報における情報提供のあり方」の検討にあたっては、「（公報として情報提供する）必要性和法律上の意義（国際ルールを含む。）」「情報を活用するユーザーの利便性の確保」、「（インターネットの普及に伴い）情報へのアクセスが容易になったことによる弊害」などの視点を踏まえるべきである。また、今後の方向性として示す内容の中には、法的な手当が必要な内容も含まれるが、対応可能なものから順次実現に向けた措置を講じていくべきである。

#### （3）中小企業への情報普及施策のあり方

地域の活性化に大きな役割を果たす中小企業に対し、知的財産への関心度にも配慮しつつ、特許情報の活用の重要性について中小企業の理解を一層深めるための施策を、「官民の連携を更に強化」して、「普及」と「支援」を両輪として講ずるべきである。